

# 中古車輸出返還申請業者向け 電子計算機を用いた資金管理システムの使用に関する規約

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「JARC」といいます。)は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」といいます。)第 78 条及び JARC が定めた中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請及び再資源化預託金等の返還に関する約款(以下、「輸出取戻し約款」といいます。)第 4 条に基づく再資源化預託金等の取戻し申請の事務手続をより円滑かつ確実に実施するため、これまでの中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請事業者登録約款(以下「旧登録約款」といいます。)を改正し、新たに「電子計算機を用いた資金管理システムの使用に関する規約」(以下、「本使用規約」といいます。)を定めます。

## 第1条(目的)

本使用規約は、中古車輸出に伴う再資源化預託金等の取戻し申請等の事務手続を実施するためのシステム(資金管理システム。以下「本システム」といいます。)機能の利用に関する条件を定めるものであり、使用事業者と JARC との間における適正な運用と法令遵守とを確保することを目的としています。

## 第2条(用語の定義)

1. 本使用規約において使用する用語の定義は、本使用規約において特に定める場合を除き、自動車リサイクル法及び関連法令の定めるところによるものとします。
2. 「使用事業者」とは、自動車リサイクル法により再資源化預託金等の取戻し申請(以下「輸出取戻し申請」といいます。)を行う事業者のうち、本使用規約に基づいて本システムに登録された者をいいます。
3. 「ウェブサイト」とは、JARC、一般社団法人 自動車再資源化協力機構、自動車破碎残さリサイクル促進チーム、豊通リサイクル株式会社 ASR再資源化事業部により運営される「自動車リサイクルシステム ホームページ(<https://www.jars.gr.jp/>)」を指します。

## 第3条(法令の遵守)

使用事業者は、自動車リサイクル法及び関連法令を遵守するものとします。

## 第4条(登録申込)

使用事業者として本システムへの登録を希望する者は、本システムの内容その他本使用規約に定める事項を了解の上、JARC に対し所定の申込内容及び必要書類を添付又は電子データをアップロードして申込を行うものとします。

## 第5条(本システムへの登録及びユーザーID の付与)

前条に基づく申込に対し JARC は、以下の第1号に定める事項を確認の上、当該申込者を使用事業者として本システムに登録し、これにより申込を承諾したものとします。本システムへの登録完了後、JARC は、当該申込者に対し、本システムにログインするために付与されるユーザーID を第 9 条第 3 項に規定する JARC 所定の方法により通知するものとします。

- (1) 第 4 条に基づき申込内容及び必要書類に不備がないこと。

## 第6条(使用期間)

本システムの使用期間は、使用事業者が本システムに登録された日より5年間とします。使用事業者から本システムの使用の延長を希望しない旨を第9条第3項に規定するJARC所定の方法による申入れがないかぎり、当該使用事業者の本システムの使用期間は5年間自動延長されるものとし、以降も同様とします。

## 第7条(登録内容の変更)

使用事業者は、氏名又は名称、住所、代表者の氏名(法人である場合)、事業所の名称、事業所の所在地、電子メールアドレス、並びに電話番号等の登録内容に変更があったときは、速やかに、その旨を第9条第3項に規定するJARC所定の方法により届け出るものとします。

## 第8条(譲渡禁止等)

使用事業者は、JARCの事前の承諾がない限り、本使用規約に基づく権利義務又は本使用規約上の地位を第三者に対して譲渡又は処分してはならないものとします。

## 第9条(本システムの内容)

1. 使用事業者は、自動車リサイクル法の規定に基づき、輸出取戻し申請を行う際に電子計算機を用いて本システムを使用することができます。
2. 使用事業者は、輸出取戻し申請の内容に過誤のあった場合、速やかに電子計算機を用いて本システムを使用し、輸出取戻し申請内容の修正又は取消申請を行うものとします。ただし、過誤の内容により、JARCが定める書類の提出が必要となる場合や、輸出取戻し申請の修正又は取消ができない場合もあります。
3. 使用事業者がシステムを使用するに際しての詳細事項は、JARCがウェブサイト上に掲載する詳細マニュアルに従うものとします。

## 第10条(本システムの使用に係る注意事項)

1. 使用事業者は、JARCがウェブサイトに表示する日程及び時間帯において、電子計算機を用いて本システムを使用することができます。ただし、JARCは、本システムの運営設備の保守、点検、変更又は不正アクセス防止措置等やむをえない事由により本システムの運用を停止することがあります。
2. 使用事業者は、ユーザーID及びパスワードを自らの責任において厳重に管理するものとします。使用事業者は、自己のユーザーID又はパスワードが第三者に不正に使用されるおそれがある場合若しくは当該ユーザーID又はパスワードを失念した場合、速やかにJARCに連絡の上、その指示に従うものとします。
3. 使用事業者は、JARCの承諾がない限り、ファクシミリを用いて本システムを使用してはならないものとします。

## 第11条(本システム使用に係る技術基準)

1. 使用事業者は、本システムを使用するに際して、JARCがウェブサイト上に表示する技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアを使用事業者の負担において準備し、これらの機器等を

適正に維持・管理するものとします。

2. JARC は、技術基準を変更する場合、ウェブサイトに変更内容を表示することで、使用事業者に対して係る変更の通知を行うものとします。この場合、使用事業者は速やかに変更後の技術基準に対応するものとします。

#### 第12条(本システム使用の一時停止及び登録の抹消)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、催告その他の手続を要せずして、直ちに当該使用事業者による本システムの使用の全部若しくは一部を一時停止することができるものとします。
  - (1) 申込内容に虚偽があったとき
  - (2) 自動車リサイクル法又は関連法令に違反したとき
  - (3) 輸出取戻し約款第7条第2項に定める手数料を納めないとき
  - (4) その他本システムの運営に支障を及ぼすおそれがあると JARC が判断したとき
2. JARC は、前項の一時停止の原因となった事由が消滅したことが確認できた場合、一時停止措置を解除することができるものとします。
3. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当した場合、本システムへの登録を抹消できるものとします。
  - (1) JARC 及び当該使用事業者間の輸出取戻し約款に基づく契約が終了したとき
  - (2) 使用事業者自ら本システムの登録抹消を申し込んだとき

#### 第13条(反社会的勢力の排除)

1. JARC は、使用事業者が以下の各号のいずれかに該当する者(以下「反社会的勢力」といいます。)であることが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該使用事業者間の本使用規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (4) 暴力団準構成員
  - (5) 暴力団関係企業
  - (6) 総会屋等
  - (7) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (8) 政治活動等標ぼうゴロ
  - (9) 特殊知能暴力集団
  - (10) その他前各号に準ずる者
2. JARC は、使用事業者が反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該使用事業者間の本使用規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える等、反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
  - (5) その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
3. JARC は、使用事業者が自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、JARC 及び当該使用事業者間の本使用規約に基づく本システムの登録を解除することができます。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JARC の信用を棄損し、又は JARC の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
4. JARC が本条各項の規定により使用事業者との本使用規約に基づく本システムの登録を解除した場合には、当該使用事業者に損害が生じても JARC は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、係る解除により JARC に損害が生じたときは、当該使用事業者はその損害を賠償するものとします。

#### 第14条(使用事業者情報・申請情報の開示)

JARC は、使用事業者が本システムの使用に関連して登録した情報又はその内容について変更の届出を行った情報、JARC から付与された本システムの使用に関する使用事業者情報及び使用事業者が行った輸出取戻し申請の情報の開示請求を受けた場合、当該開示請求を行った者(開示請求者)に対して、以下の場合に限り開示できるものとします。

- (1) 当該使用事業者が同意している場合
- (2) 当該使用事業者の故意又は過失によって、当該開示請求者の権利が侵害されていると JARC が認めるに足りる相当の理由がある場合
- (3) 当該使用事業者情報が既に公知又は公用となっている場合
- (4) 法令に基づく場合

#### 第15条(免責)

1. 使用事業者が第 7 条の規定に基づく通知を怠ったために、本使用規約に基づく JARC の当該使用事業者に対する通知が延着し又は到達しなかった場合、当該延着又は到達しなかった通知は、通常到達すべき時点において到達したものとみなします。
2. 使用事業者から JARC に対して報告された情報と本システムに登録されている情報に相違があることが確認された場合、JARC は速やかに本システムに登録されている情報の訂正のために必要な措置を講じるものとしますが、係る措置を講じる場合を除き、JARC はその他一切の責任を負わないものとします。
3. JARC は、使用事業者が本使用規約第 9 条第 2 項に定める手続を行い、かつ輸出取戻し申請の修正又は取消が可能である場合において本システムに登録されている情報の訂正を行う以外、本システムに登録されている情報の訂正に関する一切の措置を講じる義務を負わない

ものとし、また事由の如何を問わず、訂正が行われたこと又は行われなかったことにより、使用事業者その他第三者に損害が生じた場合において、JARC は係る損害を賠償する一切の責任を負わないものとし、

4. 第三者によるユーザーID 及びパスワードの不正使用その他の事故があり、これに起因して使用事業者に損害が生じて、JARC は一切の責任を負わないものとし、
5. 天変地異その他の不可抗力、通信機器の障害(一時的なものであるか否かを問いません。)、使用事業者との間の電気通信回線(電気通信事業者の設備障害を含み、有線、無線であることを問いません。)の障害、インターネットサービスプロバイダーの役務提供に係る障害、コンピューターウィルスの介在、権限のない第三者による不当な本システムの使用又はインターネット閲覧のためのアプリケーションソフトの不具合等に起因して本システムの使用に関する誤処理がなされたことにより使用事業者に損害が生じて、JARC は一切の責任を負わないものとし、

#### 第16条(損害賠償)

JARC は、使用事業者が所有するソフトウェア又はハードウェアに起因して、又は使用事業者の本使用規約に基づかない利用に起因して、本システムに支障が生じた場合、当該使用事業者に対して、損害賠償を請求できるものとし、

#### 第17条(費用)

本システムの使用に際して第 11 条に定める技術基準を満たす機器・設備及びソフトウェアの準備並びに維持・管理に係る費用、インターネットへ接続するための通信に係る諸費用は使用事業者の負担とし、なお、JARC からの手数料の請求は、輸出取戻し約款第 6 条第 2 項に定める手数料のみとし、

#### 第18条(準拠法)

本使用規約は、日本法を準拠法とし、

#### 第19条(合意管轄裁判所)

本使用規約に関して JARC と使用事業者との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、

#### 第20条(規約の改定)

使用事業者は、本使用規約が JARC により必要に応じ改定されうることをここに了解するものとし、JARC は、改定された本使用規約をウェブサイトに表示することにより、その内容を使用事業者に通知するものとし、

#### 第21条(効力発生日)

本使用規約の効力発生日は令和 8 年 1 月 1 日とし、旧登録約款は同日をもって失効するものとし、

なお、本使用規約は令和 7 年 11 月 5 日に作成されたものです。

以上